

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター （06-6614-7523）
措置実施課（担当）名 （電話番号）	同上
事務の名称	不当景品類及び不当表示防止法に基づく事業者への指導等に関する事務
事務の概要	大阪市域において、一般消費者に提供される商品・サービスの品質、内容、価格等を偽って表示されている、又は、過大な景品類が提供されていることを確認した時に、事業者に対して資料提出要求、報告徴収、立入調査、措置命令を行う。
措置の実施基準等	<p>1．法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1．（1）の措置を講じる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供される商品・サービスの品質、内容等の偽表示が人の生命、身体に影響を及ぼすことが明らかな場合 ・提供される商品・サービスの品質、内容等の偽表示により消費者が重大な財産的損害を受けることが明らかな場合 <p>1．（1）の措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者への合理的根拠の提出要求・立入検査・報告徴収 ・法令等違反が認められた場合における措置命令
	<p>1．（2）の措置を講じる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供される商品・サービスの品質、内容等の偽表示が人の生命、身体に影響を及ぼすおそれがある場合 ・提供される商品・サービスの品質、内容等の偽表示により消費者が重大な財産的損害を受けるおそれがある場合 <p>1．（2）の措置の内容</p> <p>対象事業者に対して期限を定めて口頭等による改善指導を行い、当該期限経過後も改善されない場合には、1．（1）の措置をとる。</p>
	<p>2．法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2．（1）の措置を講じる基準及び内容</p> <p>該当する是正措置なし</p>
根拠法令等 及び条項	不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第5条、第7条、第29条（昭和37年法律第134号） 不当景品類及び不当表示防止法施行令第33条（平成21年政令第218号） 大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条（平成12年条例第4号）
備考	